

世界遺産の登録対象

■ 顕著な普遍的価値(OUV)を有すること

- 完全性: 顕著な普遍的価値を証明するために必要な要素が全て揃っていること
- 真正性: そのデザイン、材質、機能などが本来の価値を有していることなど

■ 評価基準

- (i) 人類の創造的才能を表現する傑作。
- (ii) ある期間を通じてまたはある文化圏において建築、技術、記念碑的芸術、都市計画、景観デザインの発展に関し、人類の価値の重要な交流を示すもの
- (iii) 現存するまたは消滅した文化的伝統または文明の、唯一のまたは少なくとも稀な証拠
- (iv) 人類の歴史上重要な時代を例証する建築様式、建築物群、技術の集積または景観の優れた例
- (v) 特に不可逆的な変化の中で存続が危ぶまれている、ある文化(または複数の文化)を代表する伝統的集落または土地利用の際立った例
- (vi) 顕著で普遍的な意義を有する出来事、現存する伝統、思想、信仰または芸術的、文学的作品と、直接にまたは明白に関連するもの(この基準は他の基準と組み合わせて用いるのが望ましいと世界遺産委員会は考えている)
- (vii) ~ (X)は、自然遺産に適用されるもの(省略)